規定により読み替えて適用される法第四条第三項第二号」と、第十七条第一項及び第二項（第四号を除く。）中「法第三十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十条第一項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十八条第一項及び第二項中「法第三十一条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第四項」とする。

（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二条　廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中「第五十三条」を「第五十四条」に改める。

附　則

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第四十四号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程の一部改正）

第一条　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（講師） **第一条**　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目（ただし、当該講習科目のうち、実技講習においては、走行の操作及び作業のための装置の操作に限る。）に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。	（講師） **第一条**　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目（ただし、当該講習科目のうち、実技講習においては、走行の操作及び作業のための装置の操作に限る。）に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程の一部改正）

第二条　ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（講師） **第一条**　ボイラー取扱技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十二号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。	（講師） **第一条**　ボイラー取扱技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第二十三号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。